

平成28年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 平成28年9月30日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第10号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について)
日程第4 議案第36号 平成28年度門真市教育功労者の表彰について
日程第5 議案第37号 平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表について
日程第6 議案第38号 平成28年度大阪府中学生チャレンジテスト(3年生)結果の公表について
日程第7 諸報告
日程第8 承認第11号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

出席委員

| | |
|----------|--------|
| 教育長職務代理者 | 長澤 信之 |
| 委員 | 磯和 均 |
| 委員 | 桜井 智恵子 |
| 委員 | 土川 好子 |

事務局出席職員

| | |
|--------------|--------|
| 教育次長 | 森本 訓史 |
| 学校教育部長 | 満永 誠一 |
| 学校教育部次長 | 山口 勘治郎 |
| 学校教育部総括参事 | 成田 明子 |
| 学校教育部教育総務課長 | 西岡 慈敏 |
| 学校教育部学校教育課長 | 三村 泰久 |
| 学校教育部学校教育課参事 | 高山 拓也 |

学校教育部学校教育課参事

| | |
|---------------|-------|
| 兼教育センター長 | 杉井 信夫 |
| 生涯学習部長 | 柴田 昌彦 |
| 生涯学習部次長 | 岡 一十志 |
| 生涯学習部生涯学習課長 | 牧菌 友広 |
| 生涯学習部スポーツ振興課長 | 十河 大輔 |
| 生涯学習部図書館長 | 西中 敏美 |
| こども未来部長 | 内田 勇 |
| こども未来部次長 | 南野 晃久 |
| こども未来部こども政策課長 | 山 敬史 |
| こども未来部 | |
| 子育て支援課長補佐 | 永原 由紀 |
| こども未来部保育幼稚園課長 | 花城 勉 |
| こども未来部 | |
| こども発達支援センター長 | 宮下 勝仁 |

長澤教育長職務代理者 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤教育長職務代理者より 桜井 智恵子 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 承認第10号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部改正について)
説明者 高山学校教育課参事

議案書1ページからでございます。

今回の改正につきましては、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が一部改正され、府の準則が改正されたことから、それに伴い本規則を改正するものです。

育児を行う府費負担教職員につきましては、勤務時間の割振りを別に定める「早出遅出勤務」を行うことができますが、その要件の変更等を行うものとなっております。

本来なら議案として提出すべき案件でございますが、大阪府教育委員会より通知がありましたのが8月末であり、8月の定例会に間に合わず、府立学校の教職員が9月1日から同勤務が可能になることから、本市においても同じ日より施行することが望ましいと考え、教育長による臨時代理の事務処理を行い、9月定例会の承認案件として提出させていただきました。

改正の内容といたしましては、2ページの新旧対照表の下線部分でございます。2点ございます。

1点目は、「早出遅出勤務」が可能な職員についてです。小学校就学の始期に達しない子のある職員が早出遅出勤務を行う場合、これまでの条件である「保育所等への送迎」を「養育」に改正するものです。つまり、祖父母等が保育所へ送迎する場合でも、本制度を利用することが可能となります。

2点目は、早出遅出勤務を行う際に、「公務の運営に支障がない場合に限り」という条件が追加されました。府が作成した制度説明文書によりますと、公務に支障がある例としまして、「授業の時間割が組めなくなる、担任をできる教員がいなくなること」が挙げられております。

[全委員異議なく、承認]

日程第4

議案第36号 平成28年度門真市教育功労者の表彰について
説明者 西岡教育総務課長

長澤教育長職務代理者より、本件は、個人情報にかかわる部分があり、表彰日まで被表彰者以外には秘匿にする必要があるため、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[教育長室へ移動 非公開]

出席者 全委員、森本教育次長、満永学校教育部長、柴田生涯学習部長、内田こども未来部長、西岡教育総務課長

時 間 午後2時5分から午後2時13分まで

[審議の結果 原案のとおり可決]

[議事録 省略]

[会議再開 大会議室]

日程第5

議案第37号 平成28年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書9ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

4月19日に実施されました全国学力・学習状況調査の結果が、9月29日に文部科学省より公表されたことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては、カラー刷りの資料をご覧ください。

1枚目は、小学校6年生と中学校3年生の国語・算数・数学の平均正答率、標準化得点を活用した対全国比グラフ、平均正答率の対大阪府比のグラフ、無解答率を経年比較したものでございます。

標準化得点を基に結果概要を申し上げますと、小学校は、国語・算数A・B両区分ともにおおむね27年度と同程度の結果でございます。中学校は、国語・数学A・B両区分とも27年度より正答率が低下し、おおむね26年度と同程度の結果でございました。

2枚目3枚目は、小・中学校の教科区分ごとの正答率、対全国比、正答率分布です。

4枚目5枚目には、児童生徒質問紙、学校質問紙の中から、授業づくりに関連する項目や生活状況の結果を掲載しております。

公表につきましては、本日議決をいただければ、お配りした結果概要を、門真市のホームページで公表し、広報かどま11月号にも併せて掲載したいと考えております。

磯和委員： 28年は中学校は残念ながら下降の成績ですが、全体的には決して悲観的な状態ではないと思います。頑張っていると思います。

ただ、1枚目左の平均正答率を大阪府と比べて点数差を出すことについてですが、何回も言っはいますが、点数差を去年と比べていること自体に意味がない。

例えば中学校の国語Aと国語Bを見ると、28年度の大阪府の平均がAは73.5でBは63.3でした。Bというのは応用問題で平均点が下がります。ただ大阪府と点数の差を比べると門真市はB問題は平均点が7点悪かった。A問題は4.9点悪かった。そうするとAが良いのかというと、よく新聞でも平均正答率の差がどうかとか、どれぐらいの割合でAとBで比べたら良くなったかどうかを議論していますが、右の表を見てみるとAは90.7とかなり悪いです。

標準化得点を表示することによって、実際のテストの内容を問わずして全体のどれぐらいの位置にいるかというのが表示できます。点数差が-4.9であった国語Aの方がBよりダントツ悪いんです。よくある解析では国語AとBを比べると平均点により近かった国語Aはまだ良くてBが悪いので応用力が足りないという分析になりがちです。

どうしても応用力の方が平均点が低くなり、且つバラつきが大きくなるんです。平均点との差がつきやすくなります。そのことがいつも落ちてしまって、基礎はできているけれど、応用がいまいちという誤った解析を、左側の表が導き出す元になります。調整して初めて評価に値する表になりますので、前から標準化得点を入れてくださいと言っていて、最近何年かは入れてもらっていますが、左の点数の差は試験の中身を加味できていないので、意味がありません。

左の表や左から3つ目の平均正答率の比較はどう解釈するかは難しいです。これで見ると、先程言ったことと同じで基礎系の問題は大体いけて、応用問題は駄目で、やはり応用力が必要ですなと言われますが違うんですよ。標準化得点を見てもらうとあえて小学校の算数Aは良いですと言えますが、他は基礎力も応用力も同じぐらいのレベルです。右下の中学校数学Bだけがすごく悪く

見えますが、見せかけです。分かる人にしか分からないので、標準化得点をもってきちっとした評価をするというのがこの姿勢としているのかなと思いますので、余白があるなら表と右側のグラフがあっても良いと思います。無回答率はある意味で問題に取り組む意欲を示す別の尺度になると思いますので、必要だと思いますが、左から1つ目と3つ目は別になくてもいいのじゃないかと思います。

一番大事なのは左から2つ目のグラフで、標準化してちゃんと調整しているということを意識してもらえたらと思います。これはとにかく必須で見せてもらった方がありがたいと思います。

杉井学校教育課参事： 今ご指摘いただきました正答率の対府差を等の表記のあり方につきましてはまた今後参考にさせていただきます。来年度の公表に向けて検討の材料にさせていただきますと思います。

長澤教育長職務代理者： では、教育センターで十分な検討をお願いいたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第38号 平成28年度大阪府中学生チャレンジテスト（3年生）
結果の公表について

説明者 杉井学校教育課参事

議案書の11ページ及び別添カラー刷り資料をご覧ください。

6月23日に実施されました大阪府チャレンジテスト（3年生）の結果概要が、9月6日に大阪府より公表されました。そのことに伴い、本市でもその結果について市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容につきましては別添カラー刷り資料をご覧ください。中学校3年生の国語、社会、数学、理科、英語の平均得点、標準化得点のグラフ、本市の取組についてでございます。

公表につきましては、本日議決をいただければ、門真市のホームページに掲載したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

長澤教育長職務代理者から本来なら日程第7諸報告となるところですが、告示後、急施案件の提出があったため、日程第8を追加し、議案を先に審議してよいか各委員に諮ったところ異議なく、追加議案を審議する運びとなった。

日程第8

承認第11号 臨時代理による事務処理の承認について
(門真市教育委員会事務局人事について)

説明者 森本教育次長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得た上で、すべきところではありますが、緊急やむなく、教育長職務代理者が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いするものであります。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第7

諸報告

長澤教育長職務代理者より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 平成28年度補正予算（補助執行分）について

説明者 西岡教育総務課長

諸報告資料2ページをご覧ください。

まず、歳出についてであります。

隸：民生費・項：児童福祉費・目：児童措置費62万9千円の追加は、27年度実績に基づく児童扶養手当国庫負担金が確定したことにより、その差し引き額を返還するため計上しております。

次に、目：児童通園施設費6万円の追加は、こども発達支援セ

ンターの非常勤嘱託職員の旅費に不足が生じるため計上しております。

次に、隸：衛生費・項：保健衛生費・目：保健衛生総務費229万4千円の追加は、未熟児養育医療に係る扶助費の不足が生じるため及び、27年度実績に基づく未熟児養育医療給付国庫負担金が確定したことにより、その差し引き額を返還するため計上しております。

次に、歳入についてであります。

諸報告資料1ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫負担金・目：衛生費国庫負担金89万8千円の追加は、未熟児養育医療給付事業の歳出の増額に伴う未熟児養育医療給付負担金の追加分を計上しております。

次に、款：府支出金・項：府負担金・目：衛生費府負担金44万9千円の追加は、未熟児養育医療給付事業の歳出の増額に伴う未熟児養育医療給付負担金の追加分を計上しております。

番号2 門真市教育・保育施設等の利用者負担の額等を定める規則の一部改正について
説明者 花城保育幼稚園課長

本件は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行等に伴い、所要の改正を行うものです。

改正の要旨といたしましては、幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、教育・保育施設等の利用者負担額の算定の際に、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、同じく年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置を拡大し、第1子については現行の半額、第2子については無償化とするとともに、児童福祉法等の一部改正に伴い、「情緒障害児短期治療施設」の名称を「児童心理治療施設」に変更するものです。

諸報告資料3ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

別表第1備考第2項の表以外の部分では、児童福祉法等の一部改正に伴い、情緒障害児短期治療施設の名称変更に伴う所要の改正を行っております。

次に、別表第1備考第2項の表から4ページの第3項では、幼

稚園等を利用する1号認定児童の保護者等のうち、年収約360万円未満相当の世帯について、多子軽減における年齢の上限を撤廃するために必要な所要の改正を行っております。

次に、5ページの第4項では、同じく1号認定児童の保護者等のうち、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の第1子については現行の半額、第2子については無償化とするために必要な所要の改正を行っております。

次に、別表第2備考第3項では、保育所等を利用する2号及び3号認定児童の保護者等のうち、年収約360万円未満相当の世帯について、多子軽減における年齢の上限を撤廃するために必要な所要の改正を行っております。

次に、6ページの第4項では、同じく2号及び3号認定児童の保護者等のうち、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等の負担軽減措置の拡大に必要な所要の改正を行っております。

なお、附則の第1項といたしまして、施行日を28年9月1日とし、別表第1備考第2項の表以外の部分の改正規定につきましては、児童福祉法等の一部改正の施行日にあわせ、29年4月1日といたしております。

また、附則の第2項といたしまして、本改正に伴う利用者負担額の軽減措置につきましては、28年度分の利用者負担から適用することとし、4月分の利用者負担まで遡って軽減措置を適用することといたしております。

—すべての報告が終了—

長澤教育長職務代理者 閉会宣言 午後2時33分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長職務代理者 長澤 信之

署名委員 桜井 智恵子